

旅客営業規則新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>第3章 旅客運賃・料金</p> <p>第2節 普通旅客運賃</p> <p>(乗継割引片道普通旅客運賃)</p> <p>第94条の2 (略)</p> <p>2 第32条第2号の空港連絡特殊割引運賃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通運賃</p> <p>イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額とを併算した額とする。</p> <p>ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額とを併算した額とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、京成線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額および北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで10円、北総線大町駅以遠20円を差し引いた額と併算した額とする。</p>	<p>本則</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>第3章 旅客運賃・料金</p> <p>第2節 普通旅客運賃</p> <p>(乗継割引片道普通旅客運賃)</p> <p>第94条の2 (略)</p> <p>2 第32条第2号の空港連絡特殊割引運賃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通運賃</p> <p>イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額と都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額とを併算した額とする。</p> <p>ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額とを併算した額とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間</p> <p>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額、都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、京成線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額および北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで10円、北総線大町駅以遠20円を差し引いた額と併算した額とする。</p>

(2) 小児片道割引普通運賃

イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額と都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額とを併算した額とする。

ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額および京成線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額とを併算した額とする。

ハ (略)

ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、京成線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額および北総線の小児片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで5円、北総線大町駅以遠15円を差し引いた額を併算した額とする。

(2) 小児片道割引普通運賃

イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額とを併算した額とする。

ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額および京成線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額とを併算した額とする。

ハ (略)

ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、京成線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額および北総線の小児片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで5円、北総線大町駅以遠15円を差し引いた額を併算した額とする。